

伊勢市立二見浦小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する児童等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法より】

2 基本的な考え方

(1) いじめ問題に関する本校の現状

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校ではこれまでも、いじめを行ってはいけないこと、いじめが、いじめを受けた相手の体を傷つけたり、心に消すことのできない痛みを与えたりすることを理解させるよう、継続的に指導してきた。しかしながら、児童の様子を見ていると、いじめを行ってはいけないと頭では理解していても、よく考えずに行動して、自分の行動がいじめにつながる可能性があることを認識していなかったり、相手の性格や行動のせいにして自分の行動を正当化しようとしたりすることがある。またコミュニケーション力の不足から、いやなことをいやと言えなかったり、小さいさかいが大きなトラブルに発展してしまったりすることもある。これらのことから、すべての児童が主体的に授業や行事に取り組み、楽しい学校生活を送っているとは言えない現状がある。

そこで、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめ問題に関する児童の理解をさらに深めることをねらいとして、いじめ防止のための対策を行うこととする。

(2) いじめの禁止と教職員の責務

○児童は、いじめを行ってはならない。（いじめの禁止）

○学校や教職員は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじ

めが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。（教職員の責務）

（3）基本認識

すべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童や教職員はいない。」という基本認識にたち、すべての児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるように、いじめ防止に努める。

（4）基本姿勢

- ①わかる授業づくりと、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを行い、いじめの未然防止に努める。
- ②自己有用感を高め、自尊感情を育むために、児童一人ひとりが、授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを推進する。
- ③いじめの早期発見のために、計画的組織的に取り組む。
- ④当該児童や他の児童の安全や学習権を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、いじめの早期解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、見届けや心のケア、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

（1）わかる授業づくり

学力に対する自信のなさや不安が、消極的な態度や否定的な雰囲気を生み、それによって、ひやかしやからかいが横行する恐れがある。そこで、すべての児童が主体的に参加し、活躍できるような場面をつくるよう、授業改善を行う。

（2）規律の確立

チャイム着席や聞き方・話し方など、日々の授業等の中で基本となる規律を全校で確立し、正しいことが正しいと通る雰囲気をつくるよう、すべての教職員が共通理解して授業や行事を行う。

（3）コミュニケーション力の育成

授業の中にコミュニケーション力を育てる場面を設定したり、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れたりして、コミュニケーション力を育成し、考えて行動できる力をつける。

（4）いじめ問題を正しく理解し、認識を深める校内研修

「いじめられる側にも問題がある」などというような教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるい

はじめを助長したりすることがあることから、自身の言動には常に注意を払い、理解を深めていく必要がある。そのために、いじめ問題を正しく認識し、理解を深め、協力していじめ防止にあたるため有効な校内研修を行う。

(5) ネットリテラシー、情報モラル教育の推進

インターネット上のトラブルの未然防止、早期発見をするため、関係機関との連携を図るとともに、高学年児童を対象にネットリテラシーや情報モラルについて指導する。

(6) 気づきや学びを促す体験活動や交流学习

道徳を含む各教科、総合的な学習の時間、特別活動、児童会活動、学校行事等において、計画的に体験活動や異学年との交流学习を位置づける。

ただし、単なる体験で終わることなくふり返りを行い気づきや学びを促す。

(7) いじめ問題について考える生徒指導集会などの実施

いじめ防止強調月間の取組として、生徒指導集会を実施する。内容は、児童会の生活委員会で企画し、児童の自主的な活動を促す。

(8) 家庭・地域との連携強化

家庭訪問や面談を積極的に行い、保護者との信頼関係を構築することによって、児童が安心してのびのびと学校生活を送れるようにする。また懇談会や学級通信、学校だよりなどで、学校のいじめ防止の取組を伝えるとともに、保護者や地域の協力を得て、連携強化を図る。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 早期発見のための取組

①「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察をていねいに行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

②様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。また、その後も職朝等での確かな情報共有を図る。

③様子に変化が見られる場合には、その都度、情報を共有し、積極的に働きかけを行う。児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞いたり、周りの児童から情報を収集したりして、問題の早期解決を図る。

④「いじめや学校生活に関するアンケート」を年3回(6月・10月・1月)行い、児童一人ひとりと個別相談を行うことに加え、学習端末等を活用することで、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目

指す。

- ⑤職員会議での「子どもの様子」の交流や生徒指導委員会での情報交換を生かして、情報共有を行い、いじめの未然防止と早期発見に努める。

(2) 全教職員による早期解決の取組

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が情報を共有して、対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、いじめられている児童の心のケアを行う。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携

- ①中学校区の連携を密にし、小中学校の9年間を通して子どもを見守る体制づくりに努める。
- ②いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に活かすようにする。
- ③スマイルいせなどの相談窓口も活用する。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

① 構成員

校長、教頭、生徒指導担当、学年代表、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、養護教諭、（教育相談担当者）、（スクールカウンセラー）、その他校長が必要と認めた者

②活動

○いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

- いじめ防止に関すること。
- いじめ事案への対応に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること。

③開催

月1回を定例会（生徒支援委員会と兼ねる）とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ①緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭等に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し、迅速な対応を行う。教頭等は、校長に報告し、校長の指示により速やかに支援体制をつくり、対処する。
- ②緊急を要する問題行動が発生したときには、緊急生徒指導対策委員会を開催する。緊急生徒指導対策委員会のメンバーは、以下の通りとする。
【校長、教頭、生徒指導担当、(スクールカウンセラー) P T A会長、他】

6 重大事態への対処 (フローチャート参照)

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、伊勢市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、状況に応じて保護者会を開催し、説明を行う。

7 学校評価における取組の評価

いじめを防止し、起こったいじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、適正に取組を自己評価し、改善方策と重点目標を設定する。その際、次の3点を評価項目に加える。

- ① いじめの未然防止に対する取組に関すること
- ② いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ③ いじめの早期解決と再発防止の取組に関すること。